# 生命の神聖性と自律の尊重

―ドゥオーキン『ライフズ・ドミニオン』の批判的検討―

# 渡邊彰 (人間学コース)

(指導教員:堂囿俊彦)

キーワード:神聖性、自律、インテグリティ、中絶、尊厳死

#### 序論

自己決定は、患者の利益を判断するにあたり重要な地位を占めているが、同時に、医療の場では生命の価値としばしば対立する。とりわけ中絶と尊厳死の是非をめぐってこの対立は深刻さを増している。われわれは中絶を行おうとする女性の意思と胎児の生命のどちらを優先すべきなのだろうか。また、尊厳死も、本人の自己決定に基づいている以上、患者の生命を損なうような医療行為であっても認められるのだろうか。われわれは未だこれらの問題に対し明確な答えを打ち出せないままである。

この論文では、そうした問題に対する見取り図を得るべく、ロナルド・ドゥオーキンが『ライフズ・ドミニオン』 において提示した理論を検討する。

# 第一章 生命の神聖性―投資と挫折―

#### 第一節 生命の神聖性

人間の生命はそれ自体で価値を持つ。この価値は、「神聖性」「本来的」「不可侵性」といった言葉で形容される。そしてその神聖さや不可侵性をもたらすものは「そのものの歴史」である。芸術がそれ自体で価値を持つと考えられるのは、それを生み出した人間の創造の過程を表すものだからである。同様に動物の種が不可侵なのは、それ自体が種の発展をもたらした自然の進化の過程を表すものだからである。この二つの過程は人間的投資と自然的投資と呼ばれ、人間の生命はこの二つの投資の産物であるが故に神聖さ、本来的価値を有するのである。

ドゥオーキンはあるものが神聖または不可侵なものである場合、それを破壊することは本来的に悪であると主張する。われわれが自然や動物の種が喪失することを悔やむのは、そのものを創造するに至った巨大な投資努力が破壊されることを恐れ、悪いことであると考えているからである。

#### 第二節 本来的価値と他の価値の区分

価値には道具的価値、主観的価値、本来的価値の三種類が存在する。ドゥオーキンによれば、われわれは主観的価値や道具的価値を用いてある人間の生命の価値を評価してはいない。先に述べたように、われわれは人間の生命を自

然の投資と人間の投資の結果生み出された、神聖不可侵な ものとして捉えている。われわれがある生命が破壊される ことに対して恐れを抱くのは、生命の本来的価値を認めて いる証拠である。ゆえに生命の本来的価値は道具的価値、 主観的な価値とは区別されるのである。

#### 第二章 自律とインテグリティ

#### 第一節 批判的利益と経験的利益

われわれが常に関心を抱く利益には「経験的利益」と「批判的利益」の二種類がある。経験的利益は、ある経験が私にとって良い経験である場合に価値を持つ。これは一人一人によって判断される個人的な利益といえる。

批判的利益とは、人々の人生を真に良いものとし、それを理解しないならば真に悪い人生を送ることになるものである。こうした利益が「批判的」と呼ばれるのは、ある事柄がこうした利益かどうかを判断する際に、よく吟味するという――すなわち批判的な――プロセスが必要だからである。ドゥオーキンはこうした利益の例として、大多数の人々は親密な友人関係を築くことや仕事で成功をおさめることを挙げている。

#### 第二節 インテグリティ

インテグリティは一般に「統合性」または「全体性」と訳される。ドゥオーキンによればこの言葉は、人間の人生を全体として一つのストーリーとして捉えることを意味する。インテグリティは自身の経験や信念、選好や人間関係などを基にした一貫性を持つ人生全体を示す語なのである。そしてインテグリティという観点に立つことによって、批判的利益をよりよく判断することができるのである。

#### 第三節 自律の権利

自律の権利とは、自らの人生について誰からも支配されず自分で決定する権利のことである。そしてわれわれは、 日々の些細な決定から、人生の重要な決定まで決定することで、自律の権利を行使しているのである。

自律性を擁護する説明として、ドゥオーキンはインテグ リティを用いている。すなわち人生がインテグリティをも つためには自律が不可欠であり、それゆえ自律の権利は認

本要旨は、『2012 年度 静岡大学人文学部社会学科 卒論要旨集』第 9 号に掲載されたものを、本人の許可を得て掲載したものである。許可無く転載することを禁止する。

められるのである。そのため自律的判断をするためには、「より広範囲で一般的な能力―真の人の好み、性格、信念、自意識に基づいて行動をする能力」が必要とされる。そして彼が能力を有しており、なおかつ以前の人生とおおよそ矛盾しない決定であるならば、その決定は自らの責任においてなされたものであると考えることができ、そのよう決定は承認されるべきなのである。

#### 第三章 人工妊娠中絶と自律

# 第一節 中絶における生命の神聖性とインテグリティ

ここではドゥオーキンの中絶に関する議論の再構築についてまとめる。生命の破壊がどれほど悪であるかは、それが人生のどの時期に起きたのかによる。個人に対し重要な投資努力がされた後に起きた破壊の方が、その前に起きた破壊よりも深刻である。このことをドゥオーキンは生命の「挫折」呼んでいる。そしてリベラル派と保守派の対立は、人間的投資と自然的投資のどちらをより重視するかという立場の違いであると主張する。しかし両者ともに、一方の投資努力のみを肯定して他方を否定しているのではなく、むしろ双方の投資努力の重要性を認めている。

またドゥオーキンは妊娠中絶における女性の自己決定権 を、宗教の自由という点から擁護する。生命の価値に関す る信念は、「正統的な宗教が信者のために答えるまさにその 問題に答える」がゆえに、宗教的と見なされるのである。

#### 第二節 挫折の客観性と悲嘆の主観性

小林直三は、ドゥオーキンの目指す枠組みは第三者的な 視点に立った議論を基に構成されており、当事者性が全く 反映されていないと反論する。小林は、複数の悲劇を挫折 という観点から比較できる人は、そうした悲劇から距離を 保っているからであり、当事者たちにとって比較はできよ うはずがないと述べる。

しかし、ドゥオーキンの挫折という枠組みには、人々の個別性を尊重する側面があることを忘れてはならない。リベラル派と保守派の違いは、自然的投資と人間的投資のどちらに重きを置くのかという立場の違いである。この立場は宗教上の立場の違いと同じように、尊重されなければならない。ドゥオーキンの議論を踏まえたとき、むしろわれわれは、子を失った親の当事者性が考慮されていることに気づく。生命の価値に関して寛容な社会とは、当事者自らの視点から悲嘆することを認める社会だからである。それゆえ小林の批判は適切なものとは言えない。

## 第四章 尊厳死と自律

## 第一節 尊厳死における生命の神聖性とインテグリティ

ここではドゥオーキンが尊厳死の問題をどのように考えているのかを確かめる。彼は尊厳死が問題になる場面として「意識はあるが能力を欠く場合」を中心にしており、そ

の例として認知症患者が挙げられる。このとき、治療方針を決める上で重要となる患者の最善の利益を判断する上で、ドゥオーキンは「自律性」「受益性」に着目する。そしてここから、現在の患者の経験的利益ではなく、過去の批判的利益を優先させるべきであると主張する。というのも、批判的利益を重視することが、当人の自律に適っていると同時に、当人の利益になるからである。それゆえドゥオーキンは、認知症患者の事前指示は尊重されるべきであり、事前指示をしなかった人についても、その人の批判的利益を理解している人々に決定が委ねられるべきだとする。

#### 第二節 人格の同一性と事前指示

日笠晴香は、ドゥオーキンが批判的利益のみを判断の基準としたことに対し疑問を投げ掛ける。そこで彼女は、ドレッサーとクヴァンテの主張を取り上げることで、ドゥオーキンの主張の再検討を試みている。最終的に日笠は、現在の経験的利益と過去の批判的利益双方を考慮に入れた上で、最善の利益を判断するべきであると結論づける。

ドレッサーによるドゥオーキン批判の核は、認知症を発症する前と後では全く別の人格であり、われわれが他人の決定に従わなくてよいのと同様に、過去の批判的利益を尊重する必要はないという点にある。しかし日笠自身は、過去と現在の人格の同一性を基本的に認めている。そうであるなら、なぜ過去の批判的利益にもとづいて判断してはいけないのかを明確に説明する必要があるだろう。

#### 結論

本論ではこれまで、ドゥオーキンの議論を中心に、生命 と自律の関係を考察してきた。ドゥオーキンが提示した議 論には一定の説得力があると考えてもよい。

しかし、本論を通じて必ずしも明確に論じることのできなかった問題もある。一つ目は、認知症患者の人格の同一性の問題である。ドゥオーキンとドレッサーの対立はこの点にあるが、ドゥオーキンはこの点に関して詳細な議論はしていない。二つ目は、重度障がい新生児の問題である。ドゥオーキンは、そのような子どもが生まれた後の最善の利益については何も語っていない。インテグリティを問えない子どもの治療中止に関してどのように考えるのか。これらの問題については、今後の課題としたい。

# 主要参考文献

- ロナルド・ドゥオーキン, 1998, 『ライフズ・ドミニオン』(水谷英夫・小林妙子訳), 信山社.
- 日笠晴香,2006,「R・ドゥオーキンにおける生の不可 侵性と生死に関わる決定」,『思索』(東北大学哲学研 究会)第39号,83-102頁.
- 小林 直三,2008,「妊娠中絶の自由の再定位(二):身体的統合性への権利として」『關西大學法學論集』第 58 巻 3 号,374 - 405 頁.

本要旨は、『2012 年度 静岡大学人文学部社会学科 卒論要旨集』第9号に掲載されたものを、本人の許可を得て掲載したものである。許可無く転載することを禁止する。